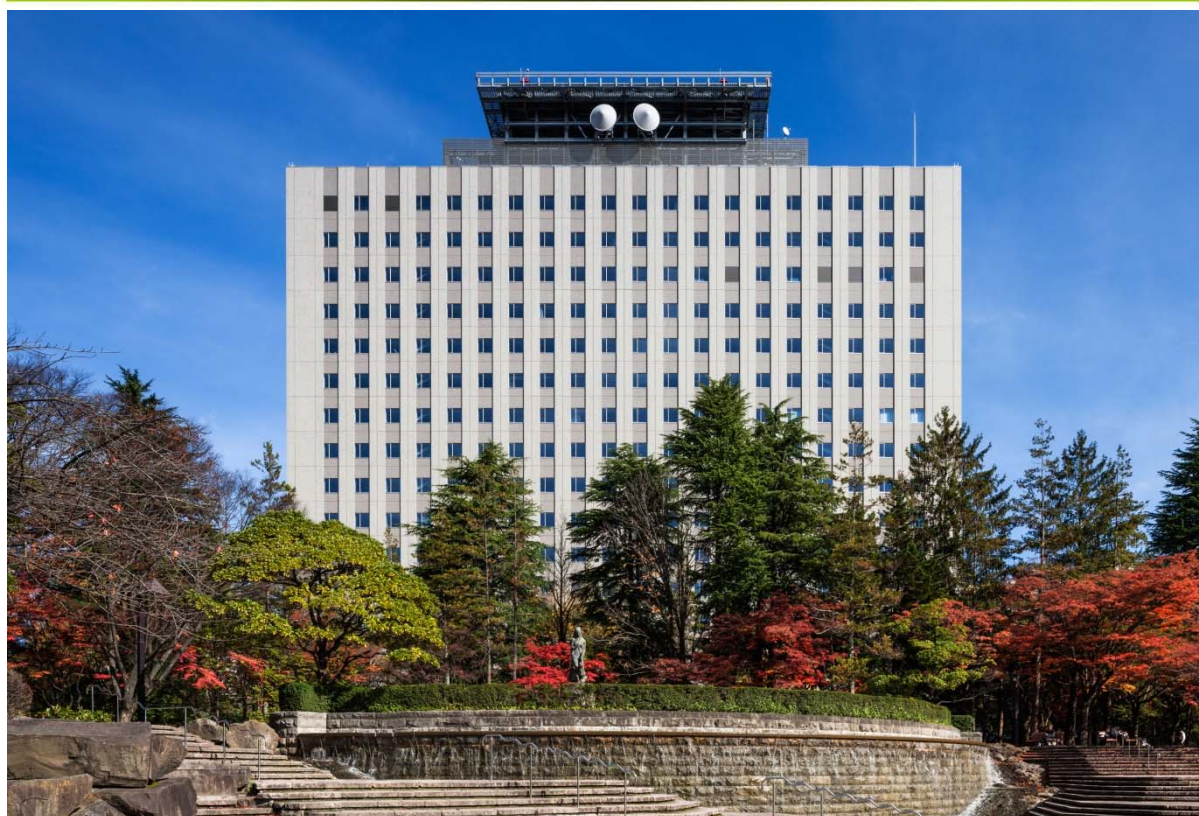


vol.138
2016. 5

営繕とうほく

発行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所



【勾当台公園から望む 仙台合同庁舎B棟】

CONTENTS

防災・減災特別企画 講演会 「東日本大震災から5年を振り返る ～公共建築の復旧と創生～」を開催しました・・・	2
平成28年度 東北地方整備局営繕部 業務概要・・・	3
保全ニュースとうほく ・平成28年度 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について ～国の施設を管理されている皆様へ～ ・平成28年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」の開催について ・BIMMS-Nを有効に活用いただくために ～保全実態調査結果診断・分析について～	4～7
防災アシスト情報 ・庁舎の浸水対策について	8～11

平成28年度 東北地方整備局営繕部 業務概要

東北地方整備局営繕部では、地域社会への寄与、環境への配慮、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上、長期的耐用性の確保など、国土交通省の施策に沿って業務を行っています。

また、現下の厳しい財政状況の中において重要な官庁施設の既存ストックの有効活用について、より少ないコストで行政サービスが着実に提供されるよう、「官庁施設のホームドクター」として培ってきた技術力を集結して、適切な施設整備と施設管理者に対する保全指導を行っています。

更に東北地方における営繕行政の連携を図るために、各地方公共団体等との会議、研修会、各種講習・講演会等を実施します。

平成28年度事業費

平成28年度の事業費総額は約39億円となっており、そのうち国土交通省所管予算としての「官庁営繕費、特定国有財産整備費」が12%、各省庁より委任を受けて実施する「支出委任」が88%の割合になっています。

主要営繕工事

■官庁営繕費による工事

盛岡地方合同庁舎及び山形財務事務所の改修工事などを進めます。

■支出委任による工事

山形法務総合庁舎の建替え工事及び福島運輸支局庁舎の建て替え工事を引き続き進めます。

また、木造庁舎となる福島森林管理署白河支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署の建て替え工事に着手します。

平成28年度 営繕関係事業施設数

	新規・継続の別	施設数	備考
官庁営繕	新規事業	15件	平成28年度 官庁営繕費等事業 6件 支出委任等事業 19件 合計 25件
	継続事業	10件	
	合計	25件	
保全指導・監督室	新規事業	9件	
	継続事業	5件	
	合計	14件	
盛岡営繕事務所	新規事業	6件	※官庁営繕費・支出委任等が混在している事業については、官庁営繕費事業として計上しています。
	継続事業	5件	
	合計	11件	

保全ニュースとうほく

平成28年度 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

～ 国の施設を管理されている皆様へ ～

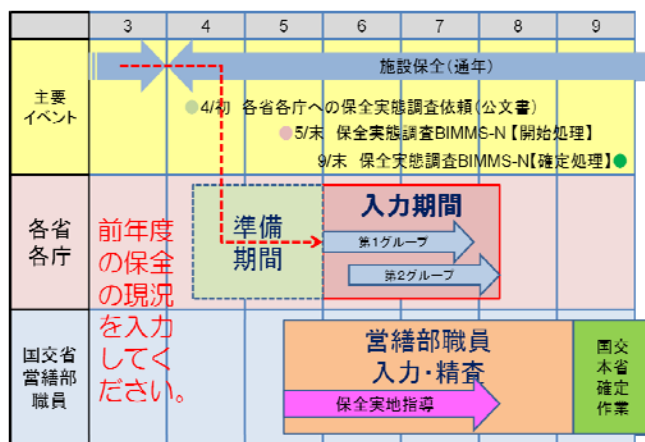
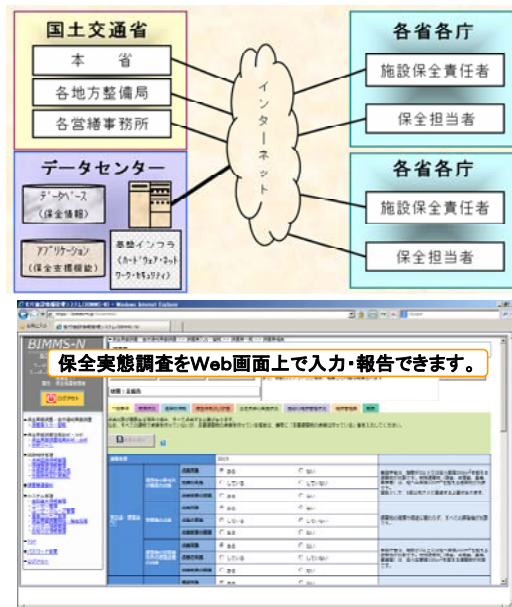
東北地方整備局では、国家機関の建築物等の保全の実態を把握するため、各府省等のご協力のもと、毎年度保全実態調査及び官庁建物実態調査を実施しているところですが、平成28年度に実施の本調査につきましてもご協力のほどよろしくお願ひします。

保全実態調査及び官庁建物実態調査は【官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)】を使用して、インターネット環境を利用してWeb画面上から「入力・報告」を行います。

本調査につきましては、別途ご案内しております「保全実態調査及び官庁建物実態調査説明会(仙台/盛岡)」で詳細について説明しておりますが、入力の際には配布資料による注意事項等をよくご覧いただき、ご報告の際は各入力内容についてよくご確認願ひます。

今年度のスケジュールは概ね右図に示しておりますが、昨年度と同様に報告期限の間際にアクセス集中により生ずるシステムダウンを回避するため、入力期間を第1・2グループに分けています。(詳細は送付の公文書にてご確認願ひます。)

本調査及びBIMMS-N入力に関するご不明の点については、下記の問い合わせ先までお願ひします。



【官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)全般及び入力に関する問い合わせ先】

東北地方整備局 営繕部 調整課 (担当：保全企画係)
TEL 022-225-2171 FAX 022-225-2231

【保全実態調査等に関する問い合わせ先】

【官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)入力に関する問い合わせ先】

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室(担当：保全指導係)
TEL 022-225-2171 FAX 022-268-7833
東北地方整備局 盛岡営繕事務所(担当：保全指導・監督官)
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

保全ニュースとうほく

平成28年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」の開催について

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、施設保全責任者への技術的な支援や保全に関する適切な情報提供等を図ることを目的として「東北地区官庁施設保全連絡会議」を毎年開催しています。今年度の開催予定は以下のとおりです。

平成28年度 東北地区官庁施設保全連絡会議日程（予定）

開催日	開催地	会場
7月7日（木）	仙台市	フォレスト仙台 2階 第1フォレストホール
7月13日（水）	盛岡市	盛岡第2合同庁舎 3階 共用会議室
7月14日（木）	福島市	コラッセふくしま 5階 小研修室
7月20日（水）	青森市	青森第2合同庁舎 7階 法務局会議室
7月21日（木）	山形市	山形生涯学習センター（遊学館）3階 第1研修室
7月27日（水）	秋田市	秋田第1合同庁舎 5階 第1会議室

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関の施設管理等を担当される方々を主たる対象にしておりますが、施設保全に関する最新の制度や技術に関する情報提供等を行うため、広く地方公共団体、独立行政法人の施設管理者の方々等への参加も呼びかけています。



今年度の会議では、「東北地方における国家機関の建築物等の保全の現況」や「建築物の保全を取り巻く最近の動向」、「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）の活用」などについて説明させていただく予定です。また、会議終了後、保全に関する各種相談を受け付けますので、施設の保全業務に関するお悩みなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

なお、会議では建築物や保全に関する用語の説明などの時間確保が難しいため、保全に関する基本的な事項については、東北地方整備局営繕部ホームページの『保全のページ』で事前にご確認いただいてから会議へご出席いただけますようよろしくお願いいたします。

●東北地方整備局営繕部『保全のページ』URL

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/hozen/hozen.html>

お知らせ

東北地方整備局では、技術的な協力・支援を積極的に行うため、保全に関する相談窓口を設置しております。今回の記事内容以外にも保全に関する相談事項等がございましたら、以下の窓口までお気軽にご相談ください。

【保全に関する相談窓口】 東北地方整備局

営繕部 保全指導・監督室 担当者 室長補佐

TEL 022-225-2171（内線 5513） FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所 担当者 保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

保全ニュースとうほく

BIMMS-Nを有効に活用いただくために ～保全実態調査結果診断・分析について～

官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）には施設の維持管理をサポートするためのいくつかの機能があり、「営繕とうほく（保全ニュースとうほく）」131・132号では『中長期保全計画』機能、134号では『修繕履歴情報管理』機能、136号では『点検記録情報管理』機能を紹介しました。

BIMMS-Nには、施設の維持管理をサポートするための機能のほかに、保全実態調査の結果から、施設の診断や分析を行うための『保全実態調査結果診断・分析』機能があります。

今号では、登録されている各種機能の中から『保全実態調査結果診断・分析』機能を利用した『施設保全状況診断書』の作成について紹介させていただきます。

『施設保全状況診断書』は、保全実態調査にて入力された各種項目について、過去3カ年分の評点、エネルギー使用量、コスト管理のデータを数値化及び表・グラフ化し、分析結果を可視化することで、わかりやすく把握できるツールとなっています。

本ツールは、以下のように活用いただけます。

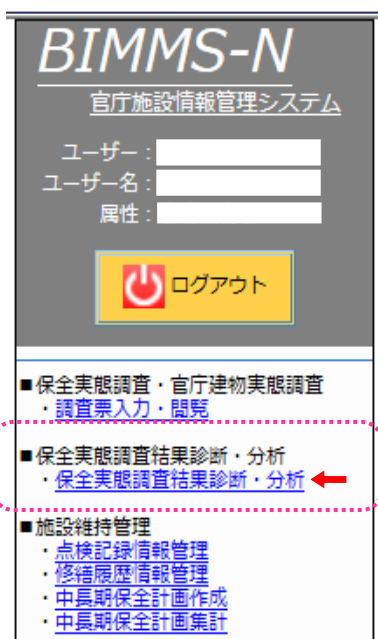
1. 保全実態調査における各種入力データ内容の妥当性確認

・保全実態調査で入力された各種データについて、誤入力や、異常値がないかなどを確認することにより、大きな入力間違いがないか、入力内容のセルフチェックを容易に行うことができます。

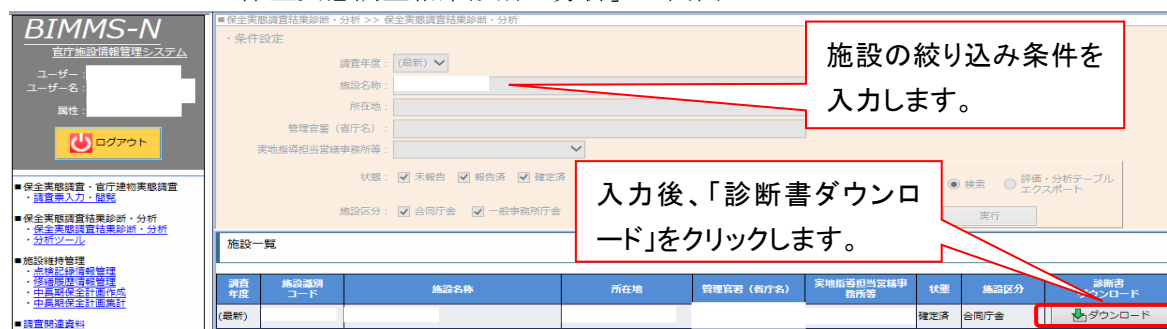
例として、前年度までと比較して水使用量が著しく増えている場合に、給水管に漏水が生じていないかなどの、異常の有無の確認に有効となることが考えられます。

2. エネルギー増加傾向の要因確認

・分析した結果を、前年度までのデータと比較することや、ブロック機関など複数の施設を管理している場合は、所管の施設や同一規模の施設と比較することにより、エネルギー消費量が増加傾向にある施設を把握することが可能となるため、施設の運用状態や改善策を検討するためのツールとして活用できます。



■BIMMS-Nの「保全実態調査結果診断・分析」の画面



「防災アシスト情報」 庁舎の浸水対策について

1. はじめに

昨年9月に発生した関東・東北豪雨では、被災した市役所の非常用電源が水没し、初動対応に支障が生じ、その後の消防庁の調査では、浸水の可能性がある市町村で非常用電源を備えた庁舎のうち、4割弱で電源の浸水対策をしていないということが判明しました。

梅雨、雷雨、台風といった大雨による庁舎の浸水が懸念される時期を迎える前に、改めて各施設において浸水対策の内容を確認して頂きますとともに、必要に応じた対策の充実等をお願いします。



2. 施設整備における浸水対策

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、官庁施設の整備に際しては「官庁施設の基本的性能基準」(以下「性能基準」という。)において、官庁施設として必要な性能を確保することを目的とする基本的事項を定め、施設の有する機能、施設が被害を受けた場合の社会的影響、施設が立地する地域的条件等に応じ、その性能の確保を図ることとしています。

性能基準(平成25年版)の「3-1-3 対浸水に関する性能」では、表1に示すとおり、各分類の対象とする室等に応じて、河川氾濫、高潮又は内水氾濫による水害に対して、人命の安全の確保に加え、災害応急対策活動等に必要な機能の維持又は財産・情報の損傷等の防止が図られるよう、性能の水準を確保することとしています。

なお、波力等に関する考慮が特に必要な津波による水害に対する事項については、「3-1-4 対津波に関する性能」として別途、性能の水準や技術的事項を定めています。

表1 「官庁施設の基本的性能基準」における「対浸水に関する性能」

分類	対象とする施設	性能の水準
I	発生頻度の低い大規模な水害の発生時に一時的な避難場所として利用される室等	発生頻度の低い大規模な水害に対して、当該室等への避難による人命の確保が図られている。
II	災害応急対策活動のために使用し、発生頻度の低い大規模な水害が発生し、建築物下層への浸水の防除が困難な状況でもなお機能を維持する必要がある室	発生頻度の低い大規模な水害に対して、災害応急対策活動等を円滑に行う上で支障となる浸水の防止が図られている。
III	発生頻度の低い大規模な水害が発生し、建築物下層への浸水の防除が困難な状況でもなお損失等が許されない財産・情報等を保管する室	比較的発生頻度の高い水害に対して、水害後の速やかな業務再開に必要な機能の確保が図られており、かつ、発生頻度の低い大規模な水害に対して、保管する財産・情報の損失等の防止と人命の安全の確保が図られている。
IV	分類I、II及びIIIに該当しない室等	比較的発生頻度の高い水害に対して、水害後の速やかな業務再開に必要な機能の確保が図られており、かつ、発生頻度の低い大規模な水害に対して、人命の安全の確保が図られている。

対浸水に関する性能の水準を確保するため、「1. 発生頻度の低い大規模な水害に対する防御」、「2. 避難の確保」、「3. 観点防止及び危険物対策」、「4. 比較的発生頻度の高い水害に対する防御」の4項目について、必要な技術的事項を定めています。

性能基準は、新たに施設を整備する際に利用するもので、設計図書の確認等により浸水対策が技術的事項を満足しているか否か検証することになっていますが、既存の施設にお

いても、どの程度の浸水対策が図られているか確認し、必要に応じて対策の追加等の検討を行ってください。

3. 施設運用における浸水対策

河川の氾濫等に対しては、財産・情報等の損失を防御するための保管上の措置（1階には重要な書類を置かず2階以上で保管する等）、建物内への浸水が発生する前に各室等から安全な場所へ避難できるよう経路を確保するなどの対応が必要になります。

一方、台風や豪雨等による施設の浸水に対しては、事前の備えにより、被災の防止や被害の軽減を図ることが可能になります。室内への雨水などが浸入しないようにするためには、以下のような対応をお願いします。

（1）屋上（陸屋根）、ルーフトレン及びとい、屋外階段等の排水状態の確認、清掃

樹木の葉でルーフトレンが詰まるなどし、雨水の排水が不良になると、屋上面に雨水が貯まり、その水が防水層の端部や劣化した部分、設備配管の貫通部分等から屋内に進入し、天井への漏水や設備機器の漏電被害が発生する可能性があります。定期的な清掃



写真1 屋上に貯まった雨水



写真2 ルーフトレンの詰まり

とともに、梅雨や台風シーズンの前、樹木の葉が落ちやすい台風などの後、落葉の時期などを中心に排水状態の確認を行ってください。

（2）屋外の側溝、排水ます等の排水状態の確認、清掃

側溝やます等に土などが堆積し雨水の排水が不良になると、敷地内に水が溢れるほか、その水が建物内に流れ込む可能性も生じます。堆積した土や雑草の除去など、定期的な清掃を行い、排水機能が確保される状態を維持してください。



写真3 土・落ち葉の堆積



写真4 雑草の繁茂（側溝蓋）



写真5 雑草の繁茂（排水ます）

（3）その他の対応

外部建具及びその周辺、その他漏水や浸水が懸念される箇所の止水対策、マンホールやハンドホールの蓋に損傷がある場合の止水対策、防水堤や止水板の作動状況の確認、玄関や床下通気口付近への土袋・土嚢の準備等を行ってください。

(3) ライブカメラによる河川の状況の確認方法

東北地方整備局河川部のホームページから、リアルタイムで河川の状況を確認することができます。

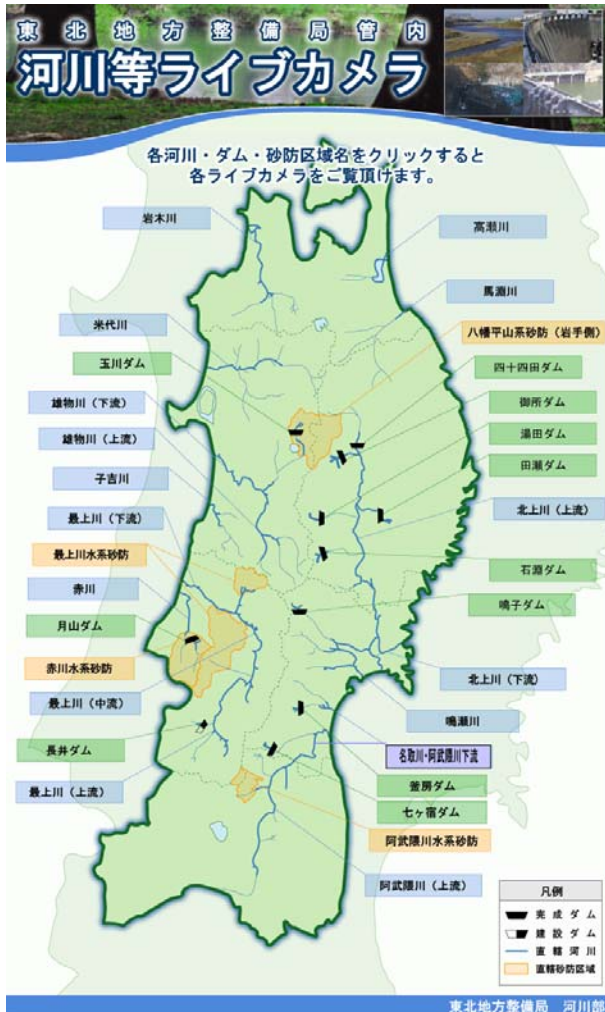


図2 河川等ライブカメラ(トップページ)

確認したい河川、地点(カメラの設置場所)を選択すると、その場所のリアルタイムの画像をご覧頂けます。

台風や豪雨の最中、増水している河川の状況を直接見に行くことは、たいへんに危険です。河川の状況を確認したい場合には、ライブカメラを利用し、適切に避難の準備・判断を行ってください。

台風や豪雨の最中、増水している河川の状況を直接見に行くことは、たいへんに危険です。河川の状況を確認したい場合には、ライブカメラを利用し、適切に避難の準備・判断を行ってください。



図3 河川等ライブカメラの画像

河川等ライブカメラURL

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00037/k00290/river-hp/kasen/livecamera/index.html>

東北地方整備局営繕部では、各種災害へ備えて頂くために、ホームページ上に官庁施設の防災に関するページを作成し、各種情報を提供させて頂いております。

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/bousai/bousai.html>

営繕とうほく編集室

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎B棟
東北地方整備局 営繕部 計画課内
TEL 022-225-2171(代表) E-mail: eikei@thr.mlit.go.jp

ホームページアドレス

■東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>
■盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます